

はちじょう

3月

町の人口（2月1日現在）（先月1日比）

人口	8,189人	減	12人
男	4,096人	増	1人
女	4,093人	減	13人
世帯数	4,566世帯	減	4世帯

1月中の異動	転入ほか……	66人（うち出生 2人）
	転出ほか……	78人（うち死亡 14人）

各地域の人口・世帯数

	世帯数	男	女	人口計
三根	2,105	1,919	1,855	3,774
大賀郷	1,526	1,334	1,364	2,698
榎立	308	278	273	551
中之郷	403	378	393	771
末吉	224	187	208	395



第23回 八丈島文化フェスティバル
1月22日（日） 八丈高校視聴覚ホール

さまざまな文化とのふれあい



目次

- 2 ▶ 町立八丈病院・保管現金亡失についての報告
- 3 ▶ 水道係からのお知らせ ほか
- 4 ▶ 東日本大震災に関する取り組み ほか
- 5 ▶ 税のお知らせ
- 6 ▶ 榎立自治会 対話集会
- 7 ▶ 住民係からのお知らせ ほか
- 8 ▶ 国民年金
- 9 ▶ 国保だより／ちょこっと共済 ほか

- 10 ▶ 環境だより ほか
- 11 ▶ 母子保健 ほか
- 12 ▶ 介護保険についてのお知らせ ほか
- 13 ▶ 教育委員会だより／図書館からのお知らせ
- 14 ▶ おじゃれ11万人
- 15-16 ▶ お知らせ掲示板
- 17-19 ▶ 参加しませんか？／はちじょうトピックス

✧ 町立八丈病院・保管現金亡失についての報告 ✧

はじめに

今回、町立八丈病院の保管現金亡失の発生とその後の対応について、町民の皆様にご迷惑・ご心配をおかけしましたこと、また、町政への信頼を著しく失墜させてしまいましたことに対しまして、心よりお詫び申し上げます。

事件の原因は、公務員倫理の低下、公金意識の希薄さとともに、組織内にあるべきチェック機能が十分に働かないという組織体質が招いたもので、当時の職員の個人のモラル欠如につながってしまいました。また、その後の拙劣な対応が事態を複雑化させてしまったことも否めず、深く反省しております。

保管現金亡失は、元病院事務局職員による窃盗事件へと一部が発展しましたが、不起訴となりました。八丈町長として、誠に残念であり責任を痛感いたします。

今回の事件をここに報告し、事件を深く反省したうえで全力で町民の皆様の信頼回復に努めたいと存じます。

平成24年3月1日

八丈町長 山下 奉也

1. 概要

町立八丈病院では、前払い現金3,500,000円で、臨時医師等への賃金や旅費交通費の現金払いを行い、前払い現金が不足する場合には医局費から借用をしてきました。それらの現金は預かり金等とともに、事務室内の大金庫で保管し、その鍵を職員4名で所持し、各自が支払い可能な体制をとっていました。しかし、帳簿による金銭出納や現金の入出金のチェックが不適切だったため、平成21年8月1日頃から平成22年3月26日までの期間で、結果として3,417,426円の不明金が発生してしまいました。また、警察へ被害届を提出するにあたり、不明金の一部(270,000円)については元病院事務局主事による窃盗事件となってしまいました。

2. 事件の背景となった問題点

(1) 帳簿の不備

記帳していた金銭出納簿は差し引きの形態をとっておらず、残金を確認できるものではありませんでした。また、もうひとつパソコン上で差し引き簿を作成していましたが、現金が常に流動しているため書類上のチェック用として管理していました。

(2) 現金の残高合わせが未実施

毎日の残高合わせも含め、金庫内現金と差し引き簿の定期的残高合わせを行っていませんでした。

(3) 不用心な現金保管

現金を管理する大金庫の鍵は4名の職員が所持していました。医師の賃金等を支払うための現金は、封筒に入れて大金庫の引き出しの中に入れ、その他の支払い用現金は鍵のかからない手提げ金庫を大金庫の中で保管していました。また、入院預かり金やつり銭は鍵のない小金庫やアルミ缶に入れ大金庫で管理していました。

しかし、業務時間内では事務室内とはいえ現金を机に放置することも見受けられていました。

(4) 組織体質

現金の管理体制・方法を過去からの踏襲として続け、人事異動のときに、あるいは職務に慣れたときに、疑問をい dank ことができない組織体質が本件の根本的問題でした。

3. 事件への対応とその結果

(1) 警察への被害届

不明金のうち元病院事務局主事による被害であることが特定された270,000円分について、平成23年3月17日に八丈島警察署へ被害届を提出いたしました。

検察への送検後、不起訴処分となりました。

(2) 監査請求

八丈町に与えた損害について、関係職員の賠償責任の有無と賠償額を求めるための「職員の賠償責任に関する監査について」を平成23年6月2日に八丈町監査委員へお願いしました。

その結果、平成23年7月26日、現金の管理方法、会計処理のあり方に対しては職員の責任は否めないものの、各職員に対しての賠償額については確定できないという監査結果をいただきました。

(3) 八丈町議会への報告

平成22年9月8日の平成22年第三回八丈町議会定例会平成21年度八丈町病院事業会計決算認定にて、監査

委員より概要報告を行いました。その後の対応等も含め、平成23年9月1日の八丈町議会全員協議会にて報告を行うと同時に、示談書を取り交わし被害弁償金を支払ってもらうことへの承認をいただきました。

(4) 弁護士への依頼

平成22年11月29日、本件に関係した警察署その他捜査機関に対する事情説明、捜査状況の進展確認、被疑者・被告人との間の示談、被害弁償の交渉等を行うために、弁護士との委託契約を締結し、上記業務を依頼いたしました。その結果、平成23年9月1日、被疑者との間で次の金額を被害弁償金とした示談書を取り交わしました。

被害弁償金合計1,469,370円

内訳	①被害届額	270,000円	(不明金の一部として補填)
	②弁護士費用	315,000円	(八丈町病院事業会計へ繰入れ)
	③職員出張旅費	796,290円	(八丈町病院事業会計及び一般会計へ繰入れ)
	④職員事務経費	88,080円	(八丈町病院事業会計へ繰入れ)

平成23年9月16日に被害弁償金1,469,370円が八丈町へ入金されました。

(5) 会計処理

3,417,426円の不明金から示談書の被害弁償金の一部である270,000円を差し引いた3,147,426円について、公営企業管理者等が平成23年9月6日に補填いたしました。

(6) 関係者の処分

平成23年1月11日、八丈町公営企業職員懲戒分限審査委員会を開催し、在職職員への懲戒処分の決定及び処分を行いました。

○事務長 「減給」 ○管理係長 「減給」

また、特別職（公営企業管理者）を対象とした八丈町職員懲戒審査委員会を平成24年1月16日に開催し、次のとおりの懲戒処分の決定及び処分を行いました。

○公営企業管理者 「戒告」

※亡失した現金につきましては、既に全額納付されておりますので、町としては金銭的な損害は回復されておりますが、今回の処分は地方公務員法上の責任を問うために行いました。

(7) 再発防止策

平成22年8月より、次のとおり町立八丈病院の保管現金の取り扱いについて改善を行い再発防止に努めております。

- ①必要以上の現金の保管はしないようにいたしました。
- ②帳簿と現金の残高確認を毎日行うという、現金を扱う最も基本的作業の徹底を図っています。
- ③用途別現金の取り扱いルールを定め、現金取扱者が確認を行いながら入出金をしています。

水道係からのお知らせ

■問い合わせ ■ 企業課水道係 内線316

●平成24年度 高齢者世帯水道料金免除について

下記の項目をすべて満たしている方、もしくは公営企業管理者がその他特別の事由があると認めた方の、一定量の水道料金が免除されます。詳しくは企業課水道係にお問い合わせください。

1. 70歳以上の高齢者のみの世帯で世帯構成員が1人もしくは2人であること
2. 平成23年度における世帯全員の年間収入の合計金額が、次の金額以下であること
 - 1人世帯 790,000円 ● 2人世帯 1,160,000円
3. 扶養されてないこと（被扶養者でないこと）
4. 申請した水道が本人の生活用水であること（水道使用者の名義が本人であること）

■免除期間 平成24年4月～平成25年3月分

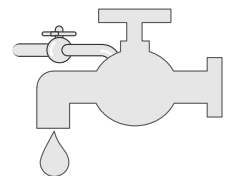
■免除される水道料金の範囲 生活用水に関わる水道料金のうち、1か月に20㎡以下分

■受付期間 3月15日(木)～4月5日(木)（土・日・祝日を除く）

※申請書は企業課水道係および各出張所にあります

●引っ越しの際には水道の異動届けを！

引っ越しの際には、水道の異動届けの手続きが必要になります。印鑑をご持参のうえ、企業課水道係または各出張所までお越しください。



＝東日本大震災に関する八丈町の取り組みについて＝

詳しくは、八丈町ホームページで随時情報を更新しています。

○1月の主な取り組み

○被災者支援について

※2月1日現在、10世帯26名の方が、被災地から来ています。

○大気中の放射線量測定について

- ・1月27日(金)、保育園と子供家庭支援センターにおいて、放射線量の測定を行いました。結果は下記のとおりです。

測定場所	地上1m	地上5cm
むつみ保育園	0.026 μ Sv/時間	0.030 μ Sv/時間
むつみ第二保育園	0.060 μ Sv/時間	0.054 μ Sv/時間
若草保育園	0.028 μ Sv/時間	0.028 μ Sv/時間
あおぞら保育園	0.030 μ Sv/時間	0.030 μ Sv/時間
子供家庭支援センター	0.066 μ Sv/時間	0.060 μ Sv/時間

(各場所とも5回測定を行った平均値)

- ・大賀郷小学校校庭での放射線量測定について(5回測定を行い、平均値をその日の値として記録)

◎測定日: 2月15日(水) 地上1m 0.02 μ Sv ・ 地上5cm 0.022 μ Sv

※測定結果については、ホームページに掲載しています。

○町施設節電状況について(対前年同月使用量比較)

削減率	本庁舎	保健福祉センター	コミュニティセンター	学校関連	公民館
4月	▲12.7%	▲18.9%	▲21.8%	▲19.6%	▲7.6%
5月	▲14.1%	▲23.6%	▲16.0%	▲6.6%	5.2%
6月	▲19.2%	▲17.0%	▲16.8%	▲8.8%	▲5.4%
7月	▲22.9%	▲16.4%	▲15.9%	▲18.2%	▲10.0%
8月	▲25.6%	▲28.4%	▲17.7%	▲16.8%	▲5.5%
9月	▲30.6%	▲23.7%	▲20.3%	▲18.4%	▲11.4%
10月	▲26.3%	▲13.6%	▲13.0%	▲11.8%	4.0%
11月	▲21.1%	▲19.9%	▲24.2%	▲10.9%	2.1%
12月	▲11.0%	▲3.8%	0.2%	▲13.6%	▲1.4%

■問い合わせ■ 総務課庶務係 内線211

東日本大震災義援金活動 途中報告

皆さんからいただいた義援金は、随時日本赤十字社に送金しています。引き続き、皆さんのご協力をお願いします。

義援金名	受付期間	義援金額	送金先
東日本大震災 義援金	平成23年3月14日から 平成24年3月26日まで	16,958,679円 (1月27日現在)	日本赤十字社

合併処理浄化槽の普及促進に向けて

～住みよい暮らしと島の環境を守るために～

■問い合わせ■

企画財政課浄化槽推進係 内線307

◎し尿・浄化槽汚泥の処理料について

八丈町汚泥再生処理センターが完成し、平成24年4月から運転を開始すると、汲み取り便槽から引き出した、し尿・浄化槽汚泥等はこの汚泥再生処理センターで処理するようになります。これまで町は処理料をいただいていませんでしたが、平成24年4月から平成27年3月までは、1 ℓ あたり1円、平成27年4月以降は1 ℓ あたり2.5円～3円(案)を一般廃棄物処理手数料として、いただく方向で検討をしています。

税のお知らせ

■問い合わせ■ 税務課税務係 内線221

平成24年度町都民税簡易申告 受付日程

右の日程で、地域ごとに申告の受付を行っています。申告受付は自書形式になっています。申告の際は、収支の資料、印鑑、生命保険、地震保険の控除証明書、年金、国保税、医療費などの領収書、給与、公的年金などの源泉徴収票、昨年の申告書の控えなどを必ずお持ちください。

受付時間	午前 9 時から午後 4 時
○末吉公民館	2 月 27 日（月）
○中之郷公民館	2 月 28 日（火）
○樫立公民館	2 月 29 日（水）
○大賀郷公民館	3 月 1 日（木）・2 日（金）
○三根公民館	3 月 5 日（月）～8 日（木）
○保健福祉センター	3 月 12 日（月）・13 日（火）

所得のない方も申告を

町都民税の申告内容は、国民健康保険税の算定基礎として使われています。申告していないと保険税が正しく算出されないだけでなく、一定の所得金額以下の場合に受けられる保険税の減額などの制度も適用されなくなります。

平成23年中に所得がなかった方や所得が少なかった方も、必ず期限内申告をお願いします。

確定申告での寄附金の取り扱いについて（東日本大震災に関する寄附金も含む）

皆さんが昨年中に国や地方公共団体、特定の公共法人などに寄附をした場合、相手先や寄附をした金額により、一定額を所得から控除することができます。また寄附先の団体によっては、町都民税の税額控除の対象となる場合がありますので、申告の際には領収書などをご用意ください。

確定申告での医療費の取り扱いについて

昨年中にあなたや生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費が多額になった場合には一定の要件により医療費控除として所得から控除することができます。申告の際には医療費などの領収書をご用意ください。

軽自動車の手続き（廃車・所有者変更・転出など）はお早めに

軽自動車の課税や減免は税務課で行いますが、登録・廃車・譲渡の手続きは、下記のとおり車種によって手続きの窓口が違います。

また、毎年 4 月 1 日現在で軽自動車を所有している方に課税されるため、4 月 2 日以降に廃車などの手続きをされても、その年度の税金は課税されてしまいます。廃車などの予定がある方は、ご注意ください。

■手続き窓口

①八丈町税務課税務係

東京都八丈島八丈町大賀郷2345-1
電話 04996-2-1121

②軽自動車検査協会東京主管事務所

東京都港区港南 3-3-7
電話 03-3472-1561

③関東運輸局東京陸運支局

東京都品川区東大井 1-12-17
電話 050-5540-2030

区 分			手続窓口	
原動機付 自 転 車	排気量50cc以下		①八丈町役場 税務課 税務係	
	排気量51cc以上90cc以下			
	排気量91cc以上125cc以下			
	三輪以上のもの (ミニカー排気量50cc以下)			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用			
	その他のもの			
軽自動車	四 輪	乗 用	営業用	②軽自動車 検査協会 東京主管 事務所
			自家用	
		貨物用	営業用	
			自家用	
	三輪のもの			
二輪のもの（排気量126cc 以上250cc以下）		③関東運輸局 東京陸運支局		
二輪の小型自動車（排気量251cc以上）				

檜立自治会 対話集会

2月11日(土)に行われた、檜立自治会における意見交換会の内容は次のとおりです。

質問1： 南海保育園跡地について。

跡地について八丈町としてはどのように考えておられるのか。住民の皆さんもどのように使われるのか関心を持って注目されています。去年は地域住民が多目的に利用できるように檜立公会堂を建設してほしいとの要望を提出させていただきました。今年も是非、実現できるように要望したいと思います。

回答： 南海保育園跡地に公会堂を建設するご要望は、現在のところ、財源の確保ができない為に事業計画化できない状況にあります。

現在進行している大規模事業、新庁舎建設事業終了後、町の財政状況、公会堂の必要性、財源確保を勘案しながら、計画について検討してまいります。

質問2： 乙千代ヶ浜プールについて。

再開の見通し、運営方法を聞かせてください。

回答： 再開のため、プール本体とポンプ室の補修工事を実施する予定です。また、管理・運営面では檜立自治会への業務委託および地元関係者の方の協力において、役割分担を明確にした形での地域住民主体の従来の方式で再開するのが望ましいと考えております。

このことについては、4月以降檜立自治会ならびに関係者の皆様とご相談しながら進めてまいりたいと思います。

質問3： 檜立出張所前バス停留所について。

利用される方が高齢者も多く雨、風を凌げる待合所（屋根つきで大きくなくて良い2～3人入れる程度）を設置していただきたい。

回答： 檜立駐在所横の土地には、この度、檜立地域の100周年事業の記念碑が建設されます。仮に屋根付の待合所を設置すると、その記念碑の前に設置するしか場所の確保ができない状況にあり、設置すると記念碑が道路から見えなくなってしまう為、今後、自治会と相談させていただきたいと思います。

質問4： 町道の拡張について。

檜立出張所から檜立屋外運動場（檜小グランド跡）まで安心して車がすれ違えるように道路拡張をお願いしたい。

回答： 当該道路は平成21年度の檜立地区道路整備計画により、優先順位は8位になっておりましたが、その後、檜立地区の道路整備も進み、平成24年2月現在、優先順位は第5位になっております。

質問5： 大坂トンネルから檜立方面への道路の安全確保について。

自転車で島を観光する旅行客が増加しています。また、自転車での通学する高校生もおられます。特にトンネル内での安全な自転車走行が出来るような対策と安心して島歩きやサイクリングが出

来る道路の安全確保対策をお願いします。

回 答： このことに関しては八丈支庁の見解を回答とします。

トンネル内の街路灯の取替えを始め、線形の改良、歩道の設置など道路の安全確保対策に努めているところであり、今後とも、地元の皆様のお話を伺いながら必要な対策を講じてまいります。

住民係からのお知らせ

■問い合わせ■ 住民課住民係 内線237・238

3月下旬～4月上旬にかけては転出や転入の手続き等で窓口が混雑しますので、時間に余裕を持って窓口にお越しください。

★転出について

①転出証明書を発行しますので、本人確認書類（運転免許証等）と印鑑をご持参の上、住民課住民係もしくは各出張所で手続きを行ってください。ただし、**代理人（本人または同一世帯員以外）の方が**窓口で手続きされる場合は、親族等であっても**委任状が必要**となります。委任状がないとお受けできない場合があります。

②印鑑登録されている方は、転出予定日をもって自動的に登録が廃止されますので手続きは不要です。

③新住所地では、**住み始めた日から14日以内**に転入の手続きを行ってください。

転入の手続きに必要なものは以下のとおりです。

・転出証明書 ・印鑑 ・本人確認書類（運転免許証等）

※転出証明書に記載してある異動年月日や転出（予定）地が変更になった場合は、新住所地で転入の手続きを行う際に変更事項を申し出てください。

※転出が取りやめになった場合は、転出証明書、印鑑及び本人確認書類を持参して転出証明書の交付を受けた窓口へお越しください。

※転出証明書を紛失した場合は、本人確認書類を持参して転出証明書の交付を受けた窓口へお越しください。

平成23年度子ども手当の申請について ～0歳から中学校3年生までのお子さんを持つ方へ～

昨年10月からの『子ども手当』の申請はお済みですか？

平成23年10月1日改正の子ども手当法により、中学生以下のお子さんを持つ方が引き続き、10月分からの子ども手当を受け取るためには申請が必要です。9月分までの子ども手当を受給されていた方へは事前に『子ども手当認定請求書』を送付しています。

提出されていない方は、平成24年3月30日（金）までに住民課厚生係へ提出してください。

なお、八丈町から転出される場合は、子ども手当の『消滅届』が必要です。

また、転入先にて子ども手当を申請する場合は、転出予定日から15日以内に申請が必要ですのでご注意ください。

■問い合わせ■ 住民課厚生係 内線232

国民年金

■住民課国保年金係 内線 236
■港年金事務所 電話 03-5401-3211
■日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

●「学生納付特例制度」について

20歳以上の方は学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。学校教育法に規定する大学（大学院）、一部の海外大学の日本分校、また夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、初回申請時在学予定を記入されていれば、4月初めに再申請の用紙が送られてきますので、必要事項を記入のうえ手続きください。在学予定を記入されていない場合、再申請用紙は送付されませんので、あらためて、「学生納付特例制度」の申請が必要です。学生証と印鑑をお持ちのうえ、町役場住民課国保年金係までご相談ください。

なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に参入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。申請をせずに保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障害年金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。詳しくは問い合わせください。

●国民年金の種別変更について

国内に居住する20歳から60歳までのすべての方は、国民年金への加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は次の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく種別が変わったときにも必要です。種別変更の届出を忘れると年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳を添えてその都度忘れずに行いましょう。

【国民年金の加入種別】

- ◆第1号被保険者…自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、町役場住民課国保年金係窓口で行います。
- ◆第2号被保険者…会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象となります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。
- ◆第3号被保険者…国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

【種別変更となるケース】

- ◆第1号被保険者になるケース…第2号被保険者が退職されると第1号被保険者（第3号被保険者になる場合は除く）となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。
- ◆第2号被保険者になるケース…第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に参加すると第2号被保険者になります。
- ◆第3号被保険者になるケース…会社等を退職して厚生年金等に参加されている方の被扶養配偶者となる方が第3号被保険者になります。
詳しくは問い合わせください。

◎各種問い合わせ

- ねんきんダイヤル 0570-05-1165 （源泉徴収票に関する問い合わせもこちらになります）

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1165

- 控除証明専用ダイヤル 0570-070-117 ※平成24年3月15日（木）まで

※050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1130

☆各ダイヤル共通事項

受付時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ただし、月曜日（月曜日が祝日の場合火曜日）は午後7時まで受け付け

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません

▶▶「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では、21年度より、皆さんの保険料納付実績などを記載した「ねんきん定期便」を毎年誕生月に送付しています。受け取った際には、加入記録・記載内容を十分に確認し、訂正がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」に記入して、返送してください。

重要 水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方は、「もれ」や「誤り」の有無にかかわらず回答していただく必要があります。同封の返信用封筒で、返送をお願いします。

▶▶ねんきん定期便・ねんきんネットに関する問い合わせ

○ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル 0570-058-555

050（一部）の電話、070の電話からおかけになる場合は、03-6700-1144

受付時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後8時、第2土曜日：午前9時～午後5時

※土曜（第2土曜日を除く）・日曜・祝日はご利用いただけません。また、「ねんきん特別便」に関する問い合わせも、この番号で引き続き受け付けています。

国保だより

■問い合わせ■ 住民課国保年金係 内線235

◎高額な外来診療における窓口支払いについて

医療費の家計負担が重ならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が、1か月（暦月：1日から末日まで）単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。これまでの高額療養費制度の仕組みでは、入院される方については、「限度額認定証」の提示により、窓口での支払いを自己負担限度額にとどめることが可能でしたが、外来診療では窓口負担が限度額を超えた場合でも、いったんその額をお支払いいただいていた。平成24年4月1日からは、外来診療についても「限度額認定証」を提示すれば、自己負担限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。この取り扱いを受けるには、事前に医療機関に提示する「限度額適用認定証」を申請していただく必要があります。所得区分によって限度額が異なりますので、あらかじめ国保担当窓口で交付申請してください。（国保税を滞納していると交付されません。）限度額認定証を提示しない場合、国保担当窓口申請してあとから支給されます。

◆「相互扶助」で成り立つ国保制度です。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

◆国保税は国保制度の重要な財源です。被保険者の皆さん、納め忘れのないようご注意ください。

◆国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

※その他、国民健康保険証や制度について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

平成24年度 ちょこっと共済 ～みんなで一緒に。ちょこっとサイズのたしかな安心～ 交通災害共済「ちょこっと共済」に加入しませんか？

「ちょこっと共済」は東京都の全市町村の住民が会費を出し合い、交通事故にあった時に見舞金を受け取ることが出来る制度です。次の2コースから選べます。

Aコース 年額1,000円の会費で最高300万円の見舞金

Bコース 年額500円の会費で最高150万円の見舞金

詳しくは、本紙折り込みの加入申込書付パンフレットをご覧ください。

■問い合わせ■ 住民課厚生係 内線232

町立保育園 代替職員登録受付

■問い合わせ・申し込み■
住民課厚生係 内線231

登録した方の中から、臨時でお願いすることになります。

職種 臨時保育士 および 臨時調理員 **必要書類** 履歴書（町指定の様式）

履歴書は八丈町ホームページからダウンロードするか、住民課厚生係で受け取ってください。

※保育士、または調理師の資格をお持ちの方は、必ず資格証をお持ちください。

八丈町ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

環境だより

■ 問い合わせ ■ 住民課環境係 内線233・234

●一般廃棄物処理手数料（前期・後期）は納めましたか？

3月30日(金)は、お店や事業所などの事業者になめていただく、一般廃棄物処理手数料(清掃手数料)の後期の納期限です。納め忘れのないようお願いします。また、新たにお店や事業を始められる方の一般廃棄物処理手数料にかかる申請を、随時受け付けますので申請してください。

●空き缶(スチール缶)を売却します

平成24年度に、八丈町が収集する空き缶(スチール缶)を入札により売却します。
入札を希望する方は、3月9日(金)までに、建設課管財係(内線257)へお申し出ください。

●引っ越しなどで不用品を処分する際は、特に次のことに注意してください

○布団や毛布など大きなもの(一辺の長さが50cm以上あるもの):クリーンセンターの焼却炉の扉に挟まり火災の原因になりますので、集積所では収集しません。クリーンセンターへ持ち込むか、粗大ごみ収集(有料)を依頼してください。

○ガス台、ガスコンロ:電池やガスボンベを必ず抜いて、クリーンセンターまたは有明興業(株)へ持ち込むか、または粗大ごみ収集(有料)を依頼してください。

○家電製品:家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機および衣類乾燥機)は、家電リサイクル法により適正な処理(リサイクル)をしなければなりません(リサイクル料等がかかります)。家電販売店または有明興業(株)に処理を依頼してください。

その他、出し方がわからない場合は、環境係までお問合わせください。

◆ 有明興業 2-4165 粗大ごみ収集業者(八丈島衛生総合企画) 2-0855

●3R(スリーアール)<ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードです>

「3R」とは、「リデュース」「リユース」「リサイクル」の頭文字をとったものです。

今月号は、リサイクル(Recycle)の説明をします。

「リサイクル(Recycle)」とは……「再資源化する」ことです。

ごみになるものをできるだけ減らし、使えるものは再使用しても、人間が生活していくうえで、どうしてもごみは出てしまいます。しかし、そのごみを素材ごとに分ければ、原料としてもう一度使えるものがたくさんあります。ペットボトルは文房具や作業着などに、空き缶は再び飲み物の缶などにリサイクルすることができます。

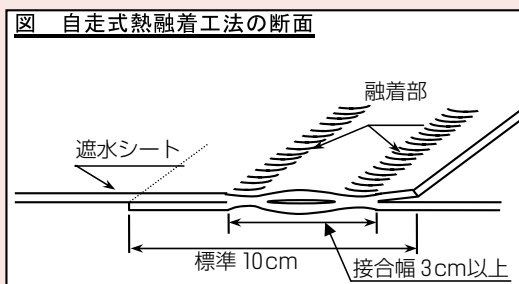
♣シリーズ・ワンポイント「管理型最終処分場」♣

第38回 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場建設工事内容(その17)

<遮水シート敷設と検査方法>

管理型最終処分場では、浸出水が埋立地外へしみ出すことを防止するために、埋立地の全面に遮水シートを敷設します。

遮水シート同士の接合部分は、10cm以上の重ね幅を設け熱融着します。広範囲に用いるのは自走式熱融着工法で、シートの融着面に圧力をかけ、熱により融着します(図参照)。全ての接合部で融着した中央の部分に空気を注入し検査します。加えて引張強度試験も行い規定値を満足しているか確認します。細部の接合には押出し式熱溶接工法を用いて施工し、全接合部の検査を行います。



シベリア強制抑留者の皆様へ

- 特別給付金を支給しています。
- 請求の受付は、平成24年3月31日(土)(消印有効)までとなっています。
- 平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方(同日以降に亡くなられた方は相続人)が対象です。
- まだ請求されていない方は、平和祈念事業特別基金までご連絡ください。

■お問い合わせ■ 電話0570-059-204(ナビダイヤル) ※IP電話・PHSからは03-5860-2748
平日 午前9時～午後6時(土日・祝日を除く)

母子保健

■問い合わせ・申し込み■ 健康課保健係 電話 2-5570

今月の健康診査

会場：保健福祉センター

※健診の対象者には個別通知します

3歳児健康診査……………3月6日（火） 午後1時15分～1時45分受付

○対象 平成20年12月14日～平成21年3月6日生まれの幼児

1歳児歯科健康診査……………3月7日（水） 午前9時15分～10時00分受付

○対象 平成22年12月8日～平成23年3月7日生まれの幼児

こども心理相談

（要電話予約） 会場：保健福祉センター

3月6日（火） 午前9時～午後4時 ○対象 1歳6か月以上の未就学児

言葉が遅い・落ち着きがない・身体の動きがぎこちない・癖が気になるなど心配なことがありましたら、専門の心理相談員が相談に応じます。

すくすく相談

（要電話予約） 会場：保健福祉センター

3月12日（月） 午前9時30分～11時30分

日頃の子育ての中からでてくる疑問や心配事などに保健師・管理栄養士・歯科衛生士が応じます。母子健康手帳を持参してください。



子ども家庭支援センターからのお知らせ

開館日 平日 午前8時45分～午後5時

（土・日・祝日はお休みです）

♥交流ひろばの催し 毎週水曜日 午前10時20分～11時

親子で楽しめる催しを企画しています。ぜひお越しください！

3月7日（水） 大きくなったかな

14日（水） 絵本の選び方

21日（水） 製作・壁面装飾

28日（水） ハンカチで遊ぼう

♥そのほかの催し

3月6日（火） 絵本&紙芝居 午前10時30分～11時

16日（金） おりがみ遊び 午前10時30分～11時

26日（月） ほのほの健康相談 午前10時～11時30分

♥就学前のお子さんの身体測定 19日（月）～23日（金）

※水曜日は催し時間以外になります（20日は除く）

※母子健康手帳を持参してください

♥ファミリーサポートについて

おおむね生後6か月から10歳未満の育児の援助を行っています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ■ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300 / 2-2788

定期予防接種のお知らせ

DPT三種混合集団接種（Ⅰ期）

■日時 3月13日（火）
午後3時～3時30分

麻しん風しん集団接種

■日時 3月27日（火）
午後3時～3時30分

予約制予防接種

■日時 3月14日（水）・28日（水）
午後2時30分～3時

※できるだけ午後2時30分に受け付けをお願いします。

※都合により町の集団接種（BCG・ポリオを除く）を受けられない方は、予約制で接種を受けましょう。受付締切は接種希望日の1週間前です。

□場所 町立八丈病院小児科

■予約受付・問い合わせ■
健康課保健係 電話 2-5570

町役場・各出張所のコピー使用料金等について

平成24年4月1日より、八丈町の各施設（町立図書館を除く。）および各出張所でのコピー使用料金が変わります。モノクロA3判までは1枚につき30円、両面コピーは単価の2倍となります。また、使用の範囲も制限されます。

コピーできるもの

① 町が保有している書類等で一般の閲覧に供するもの（情報公開制度を適用する情報を除く。）の写し

② 地域活動に伴う会議、講座、集会または催し等に必要資料等の作成

詳しくは、総務課文書係までお問い合わせください。

■問い合わせ■ 総務課文書係 内線215

❖❖❖❖❖❖ 介護保険についてのお知らせ ❖❖❖❖❖❖

保険料について

平成24年度から平成26年度までを介護保険第5期計画期間とし、八丈町における介護サービス利用者や高齢者の増加を考慮して介護保険料などの見直しを予定しています。介護保険制度は介護が必要な高齢者を社会全体で支える制度です。平成23年度および過年度分について未納となっている保険料のある方は至急、納付をお願いします。

介護保険料の徴収について

年金からの天引きについて知っておきましょう

●賦課期日（4月1日）において65歳以上（第1号被保険者の資格者）で、老齢（退職）年金の年額が18万円（月額1万5千円）以上受給されている方が、年金からの介護保険料天引きの対象となります。（遺族年金、障害年金、老齢福祉年金のみを受給されている方は、年金からの天引きの対象となりません）

●年度の途中で65歳に到達された方や、転入により、八丈町の第1号被保険者の資格を取得され、介護保険料が賦課された方については、すぐに年金からの天引きができません。この場合は町から納付書が送付されますので納め忘れのないように注意しましょう。

●現在すでに年金から介護保険料を天引きされている方が、年度途中で島外への転出や死亡により資格喪失されたり、所得段階が変更されたりした場合などは、年金からの天引きが中止されることがあります。この場合も八丈町から納付書が送付されますので、納付をお願いします。

「年金受給権者死亡届」の提出をお忘れなく

●年金から介護保険料を天引きされていた第1号被保険者が死亡したことにより、町に納めた介護保険料に過誤納が生じた場合の還付請求については、遺族等から社会保険事務所等に「年金受給権者死亡届」の提出がされてからとなりますので、必ず社会保険事務所等に届出をしてください。

給付制限Q&A

Q1 保険料を納めなかった場合、今後、介護保険のサービスを受ける際に何か不利益がありますか？

A1 介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になったときにサービスが受けられるように社会全体で支える保険制度です。しかし、特別の事情がないにも関わらず、保険料を納めていない場合には、滞納期間に応じて保険給付の制限を受けます。

Q2 給付制限を受けるとどうなるのですか？

A2 要介護認定の申請についての制限はありませんが、介護サービスを受けるときの費用を保険給付の9割分を含めていったん全額を支払ったり、自己負担が1割から3割に引き上げられたりすることがあります。

Q3 給付制限はいつの時点から行われるのですか？

A3 給付制限は、法令で定められている期間の保険料滞納があった被保険者に対して、被保険者証に給付制限の内容を記載した時点から行われます。具体的には、1年以上の保険料滞納がある場合、要介護認定や介護度変更決定の時点で給付制限の実施を決定し、翌月初日に給付制限を開始します。

Q4 保険料を2年以上滞納するとどうなりますか？

A4 滞納が2年以上続くと、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなる場合があります。八丈町では、納付を書面等で誓約していただくことにより消滅時効を中断することができますので、ご相談ください。

過去10年間に時効になった保険料があると、要介護認定されて介護サービスを受けようとしても、一定期間サービス利用料が1割から3割に引き上げられます。保険料を支払っていない期間が長いほど、給付額減額期間は長くなります。また、その間、高額介護サービス費は支給されません。なお、時効となった保険料は後で納めることができませんので注意してください。

■問い合わせ ■ 健康課高齢福祉係 電話 2-5570

第197回東京都都市計画審議会の傍聴者募集

●日 時 平成24年5月17日（木）午後1時30分から

●会場 東京都庁内会議室

●申し込み方法 住所、氏名および電話番号を記載した往復ハガキで、平成24年4月20日（金）までに都庁都市計画課へ申し込みください。なお、定員（15名）を超えた場合は抽選となります。

■問い合わせ・申し込み ■ 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課計画監理係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 電話 03-5388-3225

審議案件の照会は、都庁ホームページまたは、都市計画課へご連絡ください。

教育委員会だより

■問い合わせ■ 教育課庶務係 電話 2-0797

■今月の学校行事

- ・学校公開 2日(金)～8日(木) 三根小学校 5日(月)～9日(金) 大賀郷小学校
1日(木)～4日(日) 富士中学校
- ・作品展示会 3日(土) 4日(日) 富士中学校
- ・学習発表会 4日(日) 大賀郷中学校・三原中学校
※大賀郷中学校は、発表会後「子育て講演会」を行います。
- ・開校記念日 13日(火) 大賀郷小学校 ・卒業式 19日(月) 全中学校 22日(木) 全小学校
- ・修了式 23日(金) 全小・中学校 ・春季休業日 26日(月)～4月5日(木) 全小・中学校

第5回 方言講座 「今、なぜ八丈方言なのか」(国立国語研究所の調査に向けて)

講演者 木部暢子氏(国立国語研究所副所長) 金田章宏氏(千葉大学教授)

生の島言葉を聞くイベント(3人のゲスト)

日時 3月18日(日) 保健福祉センターホール 午後1時30分～3時30分

今年の9月に国立国語研究所の八丈方言調査が行われます。2009年のユネスコの「消滅言語」で危険とラ
ンクされた言語を国立国語研究所が順次調査を始めています。一昨年は喜界島、昨年は宮古島、今年は八丈
島が選ばれました。9月に5日間ほど研究者25人が来島して、言語の調査を行います。島の各地域の方々に
面接して行う調査です。教育委員会では、協力していこうと考えています。

その準備として、国立国語研究所副所長の木部暢子氏が来島します。それに合わせて、講演会をお願いし
たところ、快く引き受けていただきました。日本の各地の消滅言語の情報など貴重なお話が聞けると思いま
す。盛りだくさんのプログラムではありますが、木部暢子氏には「八丈方言と九州方言」、金田章宏氏には
「八丈方言の価値」を話していただきます。また、島のゲストによる生の島言葉を聞く時間も設けてあります。
たくさんの方々のご来場をお待ちしています。おじゃりやれ。

■八丈町教育相談室 電話 (2)0591 毎週火・金曜日 午前8時30分～午後5時

■東京都教育相談センター 電話 03(5800)8008

平日 午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後5時

■東京いのちの電話 電話 03(3264)4343 (24時間)

図書館からのお知らせ



●今年は開館決定！ですが…

毎年3月、八丈町コミュニティセンターで行われている産業祭。図書館は様々な事情があり、例年休館し
ていました。しかし、今年は違います。3月17日(土)・18日(日) 通常通り開館します！皆さんどうぞ産業祭
にお運びのついでに、図書館にもお立ち寄りください。

ですが… 利用者の皆さんの、いつも以上の協力が必要です。どうぞ次の2点にご注意ください。

- 図書館内で食べたり飲んだりしない

- 産業祭で販売・配布している様々な食べ物や飲み物は、できるだけ持ち込まない

(以前お知らせしたように、飲食物は図書館の本の大敵。シミや汚れ、においの原因となり、本や雑誌など
が使えなくなってしまうこともあります)

来年以降も産業祭の日には開館できるかどうか、利用者の皆さんのご協力にかかっています。ご自身だけでな
く、周りの方にもどうぞ広くお知らせください。皆さんのご理解ご協力をよろしくお願いします。

●今月のおはなし会 10日(土) 午前10時～11時 こどものほんのへや

今回から毎月第2土曜日に戻ります。ご注意ください！

●休館日 毎週月曜日、20日(火・春分の日)、30日(金・館内整理日)

●開館時間 午前9時30分～午後5時

(閉館時の返却は、図書館入口にある返却ポストをご利用ください)

●新着図書 *詳しくは八丈町ホームページをご覧ください。ほぼ毎週更新しています*

『道化師の蝶』円城 塔著 『ここに効く「断捨離」』やました ひでこ著

『図解東京スカイツリーのしくみ』NHK出版編 『もぐらくんとみどりのほし』ズデネック・ミレル絵

■問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

観光 おじゃれ11万人

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 内線267・268

主な行事予定

フィッシングチャレンジカップ	3日(土)～11日(日)
第4回八丈島&八丈富士エコジャーニーマラソン	10日(土)
島内一円	
八丈島産業祭	17日(土)・18日(日)
八丈町コミュニティセンター	
花と緑のフェスタ2012 フリージアまつり	20日春分の日(火)～
八形山フリージア畑	4月8日(日)

来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客(推計)		前年比
	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	
4月	5,344	6,583	890	782	6,234	7,365	4,310	5,092	▲15.4%
5月	6,355	7,972	1,283	1,589	7,638	9,561	7,294	9,130	▲20.1%
6月	5,039	5,312	1,104	1,275	6,143	6,587	4,643	4,979	▲6.7%
7月	8,536	9,139	1,892	2,124	10,428	11,263	8,098	8,651	▲6.4%
8月	13,553	14,330	4,767	3,959	18,320	18,289	15,507	15,399	0.70%
9月	7,810	8,566	1,816	1,516	9,626	10,082	8,023	8,403	▲4.5%
10月	7,996	6,880	876	997	8,872	7,877	5,860	5,203	12.6%
11月	7,682	7,606	887	902	8,569	8,508	5,944	5,902	0.7%
12月	7,955	7,495	688	599	8,643	8,094	5,117	4,792	6.8%
1月	7,171	6,684	510	634	7,681	7,318	4,808	4,581	5.0%
計	77,441	80,567	14,713	14,377	92,154	94,944	69,604	72,132	▲3.5

※海路には23年7月、8月の大型客船帰港分が含まれています。

【東海汽船】 電話 2-1211

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝～八丈島

「かめりあ丸」・「さるびあ丸」

〈東京竹芝発 22:20〉 〈八丈島発 10:00〉

【東京愛らんどシャトル】 空席状況アドレス(東邦航空ホームページ)

<http://www.tohoair.co.jp/shuttle/availability.php>

……詳しくは 東邦航空予約センター 電話 2-5222

問い合わせ 電話 2-5200

【ANA】 TEL 0570-029-222

A320 166人

3/24まで

便名	羽田発	八丈島着	機種
821	7:35	8:30	A320
823	11:55	12:50	A320
829	15:50	16:45	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
822	9:00	9:55	A320
826	14:20	15:15	A320
830	17:20	18:15	A320

3/1まで

	普通運賃	往復割引(片道)
羽田＝八丈島	19,870	12,770

3/25から

便名	羽田発	八丈島着	機種
821	7:40	8:30	A320
823	12:15	13:10	A320
829	15:50	16:40	A320

便名	八丈島発	羽田着	機種
822	9:00	9:55	A320
826	14:15	15:10	A320
830	17:20	18:15	A320

3/2から

	普通運賃	往復割引(片道)
羽田＝八丈島	20,970	12,770

3月の航路ダイヤ

町長上京日記 1月

20日～23日

- ANA826便で上京
- 東京都訪問
- 東京都町村長会議
- 第11回神田雪だるまフェア
- 八丈町郷友会総会創立50周年式典

●ANA821便で帰島

25日～26日

- ANA822便で上京
- 港湾関係団体新春賀詞交歓会
- ANA821便で帰島





.....お知らせ掲示板.....



第22回 八丈島産業祭

●問い合わせ● 産業観光課産業係 内線265

八丈島地場産業の振興・活性化を目的とした八丈島産業祭が下記のとおり開催されます。お誘いあわせのうえ、ご来場ください。

■日程 3月17日(土)・18日(日) 午前10時～午後3時30分(屋外の展示即売・試食は午後3時まで)

■場所 八丈町コミュニティセンター(メイン会場)

※駐車スペースに限りがありますので乗り合いでご来場ください。

本場黄八丈会館(サブ会場) ※繊維製品(黄八丈)の展示のみ

農林部会

- 切葉、切花、鉢物、野菜の品評会と即売
- 洋ランを使ったフラワーアレンジの製作体験
- 農協抽選会と農協製品即売
- 花壇苗、野菜、観葉植物の即売

商工部会

- 八丈島産商工業製品の品評会
- 特産品、郷土品の展示即売
- 郷土料理(島寿司、クサヤ、あしたばドーナツなど)の試食・販売、島酒試飲

水産部会

- 魚(カツオ、トビウオなど)の予約販売
- トビ汁、すり身揚げ、ムロメンチ等の試食、ムロ節ごはん、ハンパ飯の即売(今年はすり身の販売は行いません)

特別行事

- 牛焼肉、もつ煮、牛乳、やさいも等の試食(17日のみ)
- もちつき大会(18日のみ)
- 苗木の無料配布(1人1本まで)
- レイ作り体験(17日のみ、午前の部11:00～、午後の部14:00～ 先着順)

産業祭共進会出品のお願い

本島における農林・水産・商工すべてにわたる産物の出展を募ります。生産者はもとより町民および観光客などにも展示し、品質向上、生産の高揚と啓蒙をはかり、八丈島産業の発展に寄与することを目的とします。

■出品方法

(1) 切葉・切花・鉢物

申し込み受け付けは農協各支店で行いますので詳しくは各支店にお問い合わせください。

(2) 黄八丈製品・陶器・くさや加工・木竹製品・食料品・その他

出品を希望する方は、3月9日(金)午後5時までに商工会(2-2121)へご連絡ください。

●搬入審査 3月15日(木)・16日(金)

●一般公開 3月17日(土)・18日(日)

第46回 八丈島フリージアまつり 大賀郷・八形山フリージア畑

～3月20日(火・春分の日)～4月8日(日) 午前10時～午後4時30分～

フリージアの開花の時季を迎え、第46回八丈島フリージアまつりが行われます。八丈富士を望む広大なフリージア畑で、約35万本の黄色、白、ピンク、紫、赤など、色とりどりの愛らしい花に囲まれて、春の訪れを胸いっぱい感じてください。

八形山会場イベント

- フリージアの摘み取り(島外の方のみ)
- 特産品の販売
- 野だて会
- 八丈太鼓演奏

その他島内イベント

- 島内スタンプラリー

専用台紙に島の観光スポットなどに設置しているスタンプを集めて応募してください。抽選で素敵なプレゼントが当たります。

- フリージアのプレゼント

八丈島発の飛行機や定期船のお客さんに抽選でフリージアの花をプレゼントします。(利用者全員が対象となります)

- えこ・あぐりまーと

八丈島の花と緑を用いた押し花アートなどの「花遊び」体験教室を開催します。また、アシタバなど島のヘルシー食材を利用した期間限定の飲食物の販売を行います。

- 大越アロエ園 アシタバの無料摘み取り(島外者のみ)

●問い合わせ● 産業観光課観光商工係 内線267・268



お知らせ掲示板（つづき）



弁護士による無料法律相談会実施

法テラス東京は、弁護士を派遣した無料法律相談会を行います。相談は弁護士による面談方式で、1人40分程度、事前予約による先着順で、予定人数に達し次第、締め切らせていただきます。

日 時 3月19日（月） 午後1時00分～午後5時00分

（当日受付午後4時まで）

場 所 大賀郷公民館（2階図書室）

予約受付 日本司法支援センター東京地方事務所（法テラス東京）

電話 050-3383-5307

※法テラス（日本司法支援センター）は国が設立した公的な法人です。

◇八丈高校 施設開放のご案内◇

■問い合わせ■

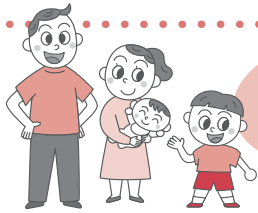
都立八丈高校 電話 2-1181

都立八丈高校では、地域の皆様に文化・体育施設の開放を行っています。学校の教育活動に支障のない範囲での解放となりますが、どうぞご利用ください。初めて八高の施設を使用したいとお考えの団体は、団体登録の手続きをお願いします。団体登録証が交付されると施設利用の申し込みができます。※個人で利用できる施設は、図書館のみです。

解放施設	解放日時（原則）	利用料金（高熱水費）	利用資格
視聴覚ホール	土、日、祝日 午前8時30分から午後9時30分	1,300円/1回 ※3時間以内を1回とする（以下同様）	登録団体（個人不可） ※学習・文化・スポーツ活動を目的とした5人以上の団体等の条件あり
グラウンド、テニスコート、体育館、武道場	土、日、祝日 午後5時30分から9時30分	グラウンド 2,500円 テニスコート 1,000円 体育館・武道場 700円	
図書館	毎週日曜日 午後1時30分から3時30分	無料（貸出しは親書本、文庫本のみ。一人4冊2週間まで）	個人登録をした方

◇ 1月の主な会議 ◇

日	会 議 名	議 題 等
4日	庁議	八丈町国民健康保険一部負担金の減免および徴収猶予取扱要綱について 他
10日	課長連絡会議	東日本大震災受け入れ支援事業の今後について 他
11日	八丈町教育委員会第10回定例会	平成24年度八丈町立小・中学校入学予定者の学校指定について 他
20日	課長連絡会議	八丈町廃棄物の処理および清掃に関する条例（案）等について 他
25日	八丈町農業委員会第10回総会	農地法第3条の規定による許可申請について 他
27日	経済企業委員協議会	観光振興実行委員会の予算配分について 他
31日	庁議	八丈町暴力団排除条例（案）について 他



参加しませんか？
募集しています！

行事
催し

講座



町営住宅入居者募集

新築、および空家町営住宅への入居者を次のとおり募集します。

地域	団地名	戸数	間取り・住戸 専用面積	建設 年度	住宅使用料 〔標準〕	構 造	住宅型別資格
檜立	東六里住宅	1戸 (1号)	3LDK 74.5㎡	H15	23,300～ 34,700	一戸建 木造平屋建	若年層（※1） 3人以上世帯向け
中之郷	上浦住宅 (新築※3)	1戸 (1号)	3LDK 75.97㎡	H23	25,600～ 38,200	一戸建 木造平屋建	若年層（※1） 3人以上世帯向け
中之郷	上浦住宅 (新築※3)	1戸 (2号)	3LDK 75.63㎡	H23	25,500～ 38,000	一戸建 木造平屋建	若年層（※1） 3人以上世帯向け
中之郷	中之郷団地	1戸 (203号)	3LDK 82.9㎡	H10	26,300～ 39,100	鉄筋コンクリート造 3階建	3人以上世帯向け
中之郷	中之郷団地	1戸 (107号)	2LDK 59.6㎡	H10	18,900～ 28,100	鉄筋コンクリート造 3階建	高齢者等（※2） 2人以上世帯向け

※東日本大震災の避難者受け入れなどのため、内容が変更になることがあります。ご了承ください。

（※1）18歳以下のお子さんを含む世帯、または出産の予定がある世帯向けの住宅です。

（※2）60歳以上の高齢者の方、お体の不自由な方専用のバリアフリー住宅です。

（※3）新築、上浦住宅への入居は4月中旬となります。

■受付期間

3月8日（木）～3月15日（木）
午前8時30分～正午、午後1時～5時
※10日（土）、11日（日）は除く。

■応募できる方

- ①現在八丈町にお住まいの成年者。
- ②現に同居し、または同居しようとする親族（婚約者などを含む）がある方。（単身向け住宅を除く）
- ③世帯の所得が月額15万8千円以下（未就学児を含む世帯や高齢者世帯などは21万4千円以下）の方。
- ④町税、保険料、使用料などを滞納していない方。
- ⑤現在、住宅に困っていることが明らかな方。
- ⑥暴力団員でないこと。

■申し込み方法

町役場建設課管財係で申込書を配布します。
必要事項を記入のうえ添付書類とともに提出してください。

■申し込み添付書類

- ①入居者全員の住民票
- ②入居者全員の平成22年分の八丈町の所得証明書、最近転入された方は、現時点における収入証明書
- ③印鑑をご持参ください

■入居者の決定方法

書類審査のうえ入居の可否を決定し、お知らせします。応募者が複数の場合は公開抽選により決定します。

■入居決定後の手続き

- ①家賃3か月分の住宅保証金の納付
- ②島内在住の連帯保証人2名
（町税、保険料、使用料などを滞納していない方）
※記入書類などは、入居決定後にお渡しします。

■問い合わせ・申し込み■ 建設課管財係 内線256

自衛官募集

●幹部候補生（一般・技術・歯科・薬剤要員）

- 受験資格
- ＜一般・技術＞ 20歳以上26歳未満
（22歳未満の方は大卒〔見込含〕）
- ＜歯科＞
20歳以上30歳未満で専門の大卒（見込含）
- ＜薬剤＞
20歳以上28歳未満で専門の大卒（見込含）
- 受付期間 2月1日（水）～4月27日（金）
- 1次試験 5月12日（土）

●医科・歯科幹部

- 受験資格 医師・歯科医師の免許取得者
- 受付期間 2月1日（水）～4月27日（金）
- 試験 5月18日（金）

●予備自衛官補（一般・技術）

- 受験資格
- ＜一般＞18歳以上34歳未満
- ＜技術＞18歳以上で国家免許資格等を有する方
（資格により53歳未満～55歳未満）
- 受付期間 1月11日（水）～4月4日（水）
- 試験 4月13日（金）～16日（月）の指定する1日

■問い合わせ■

自衛隊東京地方協力本部大田出張所
電 話：03-3736-4271
FAX：03-3733-6559
メール：recruit2-tokyo@pco.mod.go.jp
HP：http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/oota/

第62回 八丈島民大学講座 「分かち合い」の経済学

世界的な金融危機が懸念されるなか、日本の経済は景気回復と格差解消、少子高齢化と財政再建など、多くの困難な課題に直面しています。東日本大震災からの一日も早い復興を願いながら「危機の時代」を克服する道を共に考える講座です。ふるってご参加ください。

日時 3月10日（土）午後7時30分～9時・3月11日（日）午前10時～11時30分

講師 神野直彦 先生 東京大学名誉教授・地方財政審議会会長

会場 七島信用組合 2階ホール

主催 八丈島民大学講座実行委員会

後援 八丈町教育委員会 南海タイムス社

協賛 七島信用組合

※申し込みは必要ありません。当日会場までお越しください。

■問い合わせ■ 八丈島民大学講座実行委員会事務局 TEL・FAX 7-0461

第3回 よ・け・こ研修開催について

よ・け・こ研修では、養和会の介護士・理学療法士により「介護予防」「美」「スポーツ技能向上」に関する知識や技能について学びます。皆さんの参加をお待ちしています。

●内 容 「食事・運動・ピラティスを用いたくびれ作りとダイエット」

※集団での運動になりますので、通院中の方や運動に不安のある方はご遠慮下さい。

●実施期間 4月11日（水）～7月4日（水）の毎週水曜日 各回とも午後7時～8時30分

●場 所 養和会第二老人ホーム 二階会議室

●定 員 16名（定員を超えた場合でも、申込先着20名様にはダイエットにもつながる小冊子「脳科学もふまえた夢・目標達成のための具体的方法」をプレゼント） ●費 用 無料

●主 催 社会福祉法人 養和会

●講 師 理学療法士・伊原恵美子・伊勢崎嘉則

●申込期間 平成24年3月1日（木）～3月10日（土）

●申込方法 下記メールアドレスまで氏名・性別・年齢・住所・その他希望を記載の上申込みください。

●メールアドレス yowakai8@gmail.com

■問い合わせ■ 養和会 伊勢崎嘉則 電話 2-0770

えこ・あぐりまーと（農産物直売所）会員募集！

平成24年4月より、えこ・あぐりまーと（農産物直売所）運営に携わる会員を募集します。島内の方なら誰でも会員になれます。下記日程で説明会を実施します。

◎日時 平成24年3月26日（月）午後7時より ◎場所 中之郷公民館

■問い合わせ■ 産業観光課観光商工係 内線267・268

将棋教室開催

プロ棋士による多面指し（一人で同時に数人と将棋をすること。）や初心者を対象とした将棋教室を開催します。



●日 程 3月11日（日）午後1時30分～3時30分

●会 場 七島信用組合 2階 会議室

●指導棋士 大島映二 七段・上野裕和 五段

●主 催 公益社団法人 日本将棋連盟・八丈町教育委員会

■申し込み・問い合わせ■ 教育課生涯学習係 電話 2-0797

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場 建設工事見学会のお知らせ

建設工事の施工管理や処分場の安全性についてご理解いただくため、下記のとおり工事見学会を実施します。今回は、遮水シートの敷設状況をご覧ください予定です。

日 時 4月8日（日）午前の部 午前10時～11時30分、午後の部 午後2時～3時30分

集合場所 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場 建設工事現場入口（八丈町末吉地内）

募集人員 午前の部 20名、午後の部 20名（定員となり次第締め切りとなります。）

申込方法 4月6日（金）までに電話にてお申込みください。（先着順）

申 込 先 東京都島嶼町村一部事務組合 廃棄物対策課 03（3432）4961

そ の 他 詳細は、下記ホームページまたは八丈町住民課および各出張所で配布する資料をご覧ください。
ホームページURL <http://www.tosho-ichikumi.jp/free5.html>

はちじょうトピックス

第23回 八丈島文化フェスティバル

1月22日（日）八丈高校視聴覚ホールにて、第23回八丈島文化フェスティバルが開催されました。今回は太鼓、踊り、吹奏楽、演劇、合唱、バンド演奏など、20団体、358名が参加し、約1350名の方が来場しました。

普段の練習の成果をステージ上で精一杯披露する出演者の方も、それを応援しに来ているご家族やご近所のみなさんも一様に楽しそうだったことが、非常に印象的でした。



第7回 凧あげ大会

1月14日（土）三原中学校校庭にて凧あげ大会が実施されました。12月に実施した為朝凧づくり教室で作った凧や、自家製の凧など様々な凧を持って、50名の方が参加しました。当日は良風のなか晴天となり、多くの凧が空いっぱいにあがりました。



SCHEDULE 2012 3月

三根 大賀郷 樫立 中之郷 末吉 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館
 三 大 樫 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 高齢者健康教室 樫 10:00~12:00 町都民税簡易申告受付 大 9:00~16:00 1日、2日	3
4	5 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	6 高齢者健康相談 末 10:00~12:00 3歳児健康診査 保福 13:15~13:45受付 こども心理相談 保福 9:00~16:00	7 1歳児歯科健康診査 保福 9:15~10:00受付	8	9	10 図書館おはなし会 10:00~11:00
	町都民税簡易申告受付 三 9:00~16:00 5日~8日					
11	12 図書館休館日 コミュニティセンター休館日 すくすく相談 保福 9:30~11:30 町都民税簡易申告受付 保福 9:00~16:00 12日、13日	13 高齢者健康教室 三 10:00~12:00	14 高齢者健康教室 中 10:00~12:00	15	16	17 八丈島産業祭
	※産業祭準備・開催のため休館となります ・コミュニティセンター体育館 15日(木)~19日(月)					
18 八丈島産業祭 第5回方言講座 保福 13:30~15:30	19 図書館休館日 コミュニティセンター休館日 中学校卒業式	20 春分の日 図書館休館日 八丈島フリージアまつり 八形山フリージア畑 (4月8日まで)	21	22 小学校卒業式	23 高齢者健康教室 大 10:00~12:00 小・中学校終了式	24
25	26 図書館休館日 コミュニティセンター休館日	27	28	29	30 図書館休館日	31

町立病院 臨時診療日

(受付時間／8:00~11:00)

	診療日	診療時間
耳鼻咽喉科	3月12日(月)~16日(金)	9:00~
糖尿病教室	3月7日(水)	8:30~

※初めて町立八丈病院にかかる方は、午前8時30分からの受け付けとなります。

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	5日(月) 12日(月) 19日(月) 26日(月)
みはらしの湯	6日(火) 13日(火) 27日(火)
ザ・BOON	7日(水) 14日(水) 21日(水) 28日(水)
やすらぎの湯	1日(木) 8日(木) 15日(木) 22日(木) 29日(木)

3月のゴミ分別回収

燃…燃やせるごみ びん…空きびん 資源…資源ごみ 害…有害ごみ 金属…金属ごみ 古着…古着

三根

日	月	火	水	木	金	土
				1	2 燃・害	3
4	5 金属	6 燃・害	7 資源 古着	8 びん	9 燃・害	10
11	12 金属	13 燃・害	14 資源	15	16 燃・害	17
18	19 金属	20 燃・害	21 資源	22	23 燃・害	24
25	26 金属	27 燃・害	28 資源	29	30 燃・害	31

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃・害	2 金属	3
4	5 燃・害	6 資源 古着	7	8 燃・害	9 金属	10
11	12 燃・害	13 資源	14	15 燃・害 びん	16 金属	17
18	19 燃・害	20 資源	21	22 燃・害	23 金属	24
25	26 燃・害	27 資源	28	29 燃・害	30 金属	31

樫立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
				1 燃・害	2 金属	3
4	5 燃・害	6	7 資源 古着	8 燃・害	9 金属	10
11	12 燃・害	13	14 資源	15 燃・害 びん	16 金属	17
18	19 燃・害	20	21 資源	22 燃・害	23 金属	24
25	26 燃・害	27	28 資源	29 燃・害	30 金属	31